

3. 事業評価結果から見えてくること

本章においては、一連の評価結果に基づき、活動テーマや分野、助成成果などの観点から、WAM助成を活用した事例が実際にどのような効果をあげ、福祉課題への対応に貢献したか、あるいはどのような課題がみられたかなどについてまとめていくこととする。

(1) 活動テーマから

ア 東日本大震災で被災された方等の支援に関する事業

《現状と課題》

平成23年3月11日の東日本大震災発生直後から、WAM助成では「東日本大震災で被災された方等の支援に関する事業」を重点的に助成する分野の一つとして位置づけ、支援に取り組んできた。発災直後の緊急的な対応から、仮設住宅での暮らしにおいてみられる福祉課題への対応、復興に向けたコミュニティづくりなど、その取り組みについても時間の経過とともに変化が見られている。

復興の進捗は、被災規模、自治体の動き、地域性、住民の合意の進み具合などにより、時間の経過とともに地域差が生まれ始めている。災害復興公営住宅や高台移転が進みつつある地域もある一方で、経済的な理由などから仮設住宅で今なお住み続けなければならない人も多く、時間の経過とともに福祉課題やニーズの一層の複雑化・多様化が進んでいるのが現状である。

特に、被災地の沿岸部においては、被災後の人口流失に伴い、活動の担い手の不足、社会資源の不足などから被災者間の格差が広がり、それらに対応できる柔軟できめ細やかな対応が求められている。また、就職や就学などを理由に若い世代が転居し、特に沿岸被災地域における高齢化は深刻な状況にあり、地域生活を維持していくのに必要なサービスの提供、あるいは自治会などの地域の互助組織の維持も課題として挙げられている。いずれの課題もすぐに解決に向かうものではなく、被災者の状況や復興の過程にあわせた継続的な支援が必要である。

《成果が見られた事例》

広域避難者の一人ひとりの生活の困りごとに寄り添った支援を展開した事例

【きらきら星ネット】

東京や山形など被災県外で避難生活をする広域避難者を対象に、生活・すまい・学習・教育・ヘルスケア相談など、幅広く対応する「避難者相談室」を運営し、被災者の声やニーズを受け止め対応する支援活動を展開した。

家族の状況や生活スタイル、また時間の経過とともに支援のニーズも変化する中、一人ひとりに丁寧な関わりをもちながら展開される相談支援であった。また、緊急度

26年度事業
資料編 P3

が高く、専門性が求められる課題には、外部の支援機関につなぐなど適切かつ迅速な対応が行われていた。さらには、独居の高齢者や生活に困窮している方、ひとり親家庭など支援のニーズはあっても自らが相談機関までにアクセスできない人や、相談後の見守りが必要な人のフォローアップのために行った手紙・カードの送付などは、ボランティアによる温かみのある支援活動であった。

人口流失により社会資源が不足する地域で、子育てサロンを立ち上げるとともに人材確保にも取り組み、事業継続の基盤づくりをした事例

【まんまるママいわて】

妊娠・出産後に不安を抱える母親は多いため、助産師の専門的知見を用い、子育て中の母親の不安を解消するサロンを岩手県の沿岸地域に開設した。

岩手県沿岸部は人口流出が激しく、数少ない助産師だけでは活動の継続も限界があるため、元保健師や地元のサロン等を活動に巻き込み、事業を継続して行えるように担い手の確保にも工夫をしながら事業を進めている。社会資源が少ない地域において、子育て支援の地域資源の1つとして、事業が認知され、地域に定着したサロンとなっている。

26年度事業
資料編 P13

継続的な支援の必要性を広く発信するとともに、事業を継続できる体制も併せて構築した事例

【特定非営利活動法人ビーンズふくしま】

不登校や引きこもりの青年への支援を行う当団体は、震災後に仮設住宅に住む子どもたちを対象に学習支援を行った。また、仮設住宅での遊び場が限られた子どもたちへの支援を通して、子どもたちだけではなく、その保護者など多くの人に関わるようになり、仮設住宅のコミュニティ形成などにも貢献した。

助成事業の取り組みを幅広く発信することで、長引く避難生活を見据えた地道な支援が理解され、企業等からの支援の申し出が増え、現在も、仮設住宅に暮らす子どもたちへの支援を継続している。

また、長期化する避難生活に対応する継続した支援を実現するには、支援スタッフの確保が必要である。助成事業を通して、子どもの状況や抱える葛藤を把握し支援できるスタッフの育成にも併せて取り組んだ。また、活動の成果を広く発信することで、地域、教育機関の理解を得、協力関係を築くことができ、その結果、虐待が疑われるケース等も早期に対応ができるなどの成果があった。また、学校や児童相談所等の専門的機関と情報を共有し、見守り・相談ができる体制もできつつある。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P14

阪神淡路大震災の経験を活かし、東日本大震災の被災地で障害者を支援する者の後方支援を継続的に行った事例

【特定非営利活動法人日常生活支援ネットワーク】

当団体は、阪神淡路大震災の経験から、被災後の混乱の中、障害者に福祉サービスを安定して供給し続けるために、小さな障害者福祉サービス事業所は協力し合って対

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P15

応する必要があること、復興には中長期的に様々な課題に取り組み続ける必要があることを認識していた。そのため、「支援スタッフへの支援」の必要性を認識し、定期的に被災3県の復興状況を共有するとともに、支援スタッフの研修や、阪神淡路大震災を経験した障害者・支援スタッフを招いての人材交流を進めている。

本事業は、震災を風化させないように、イベントという手法を用いて、復興に向けた問題意識を共有する機会を提供し続けている。これらの取り組みはソーシャルアクションを加えて、支援スタッフが継続的に関わることができるようなエンパワメントにもつながっている。加えて、当団体では、2つの大規模地震の経験を活かし、今後大規模災害が発生したときに対応できるよう、障害者だけではなく観光者などを含めた災害弱者を対象にした避難訓練などの新たな展開も見られる。

行政や社会福祉協議会と連携し、「みなし仮設住宅」への支援を展開するとともに 長引く避難生活に対応するコミュニティづくりを住民と共に進めた事例

【特定非営利活動法人NPOほうらい】

新興住宅地における高齢化の問題から地域内の移送支援に取り組んだ経験を活かして、震災後、移動手段の限られた仮設住宅やみなし仮設住宅の住民を対象に、通院や買い物のための送迎サービスを展開している。また、飯舘村から避難し、見知らぬ土地で引きこもりがちになり、外出の機会が少なく孤立している仮設住宅の入居者を対象に、サロンや健康講座、農作業を地元住民とともにやっている。

点在しているため支援が十分に届いていないみなし仮設住宅への支援も行政や社会福祉協議会と連携し実現させ、避難者の生活やニーズの変化などに応じた支援に共に取り組むことで、継続的な支援を実現させている。

また、飯舘村からの避難者を支援対象者としてだけでなく、同じ地域に住む住民として主体的に事業に参画されていることも事業継続のポイントであったらう。

《まとめ》

時間の経過とともに、被災者のニーズも複雑化・多様化する中、前述のように、被災者の一人ひとりの状況に他機関と連携しながらきめ細やかに対応されている事例がみられた。こうした活動には、継続的な支援が今後も必要となる中、担い手の確保や支援を継続的に進めていくための体制づくりなどの工夫も見ることができた。

被災者の生活再建においては、被災から5年が経過してもなお生活の見通しが立たない人への支援の必要性も浮き彫りになりつつある。各地で仮設住宅から生活を立て直し、転居していく人が増えているが、経済的、身体的、精神的理由などにより仮設住宅で暮らし続ける人々への福祉的支援の必要性がむしろ高まっている部分もある。その中には、災害公営住宅に経済的な理由や税金滞納や保証人がいないといった理由で移れないなど、見守りだけでは対応が難しい、より深刻なケースも増えており、こうした課題に行政とともに社会全体で取り組むことが求められる。また、災害公営住宅に移転後は、被災者は新たに人間関係やコミュニティを築くこととなり、孤立や引

きこもりが起きやすいことが懸念される。阪神淡路大震災における災害公営住宅での教訓を活かし、高齢化にも対応した住民同士の支え合いやコミュニティの在り方についても検討していくことが必要である。

そして、原発事故により放射能避難地域に指定された地域の多くは、平成29年3月末までに避難指示が解除される見込みとなっている。避難解除地域に戻った人たちには、生活を支える様々な社会資源が必要であり、また、解除地域に戻らない・戻れないと判断した場合には「自主避難者」とみなされて補償が打ち切れ、生活に困窮する可能性のある人がでることも予想されており、こうした課題への対応も必要になると思われる。

このように復興にはまだまだ時間を要し、着実に復興が進んでいくためには、今後生まれる新たなニーズへの対応を含めた継続的な支援が重要となる。しかしながら、時間の経過とともに、寄付や助成財団等の助成金などの被災地を支援する財源も確実に小さくなりつつあり、被災地へのボランティアの大幅な減少や元々の人材不足ともあいまって、活動を行っていくには厳しい環境になっていくことも懸念される。

また、国の政策においては、復興交付金などから生活困窮者自立支援法や地方創生など、通常時の生活困窮者支援、地域活性化やまちづくりを念頭に置いたものへと少しずつ移りつつある。平成28年度以降の5年間で「復興・創生期間」と位置づけ、住宅再建、復興のまちづくりとともに、長期避難者の心のケアやコミュニティ形成など着実に復興を進めていくこととしている。

WAM助成では、こうした復興を進める環境の変化や被災地の現状を踏まえ、あらゆる福祉的側面から人々の生活を支える取り組みを今後も継続的に支援していく必要があると考える。

また、併せて東日本大震災発生後の5年間で行ってきた被災者支援を通じて、今後、万が一、大規模災害が発生した際、NPOやボランティア団体などが行う民間ならではの柔軟性や機動力のあるきめ細やかな被災者支援活動を公的助成であるWAM助成として確実に支援していくことも求められるものと考えます。

イ 高齢者などの孤立防止・認知症対策に関する事業

《現状と課題》

高齢化の進行に伴い、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯の増加、介護保険サービス利用者数の増加、孤独死の多発などの傾向がますます顕著になっている。また、「高齢社会対策大綱」（平成24年9月7日閣議決定）においては、地域とのつながりが希薄化している中で、高齢者等の社会的孤立を防止するためには地域のコミュニティの再構築が必要とされている。地域における高齢者やその家族の孤立を防止するためにも、いわゆる社会的な支援を必要とする人々に対し、社会とのつながりを失わせないような取り組みが必要であり、社会から孤立することなく継続して安心した生活を営むことができるよう住民等を中心とした地域の支え合いの仕組みづくりを推進していくことが求められている。

この観点から、当分野については次の3つのテーマを重点的に支援するとしている。

- ・ 高齢者・障害者などの社会からの孤立防止を防止する事業
- ・ 認知症（若年性認知症を含む）の者とその家族の支援
- ・ 病院や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅・地域移行支援

孤立防止は、高齢者だけの課題に限られたことではなく、障害者、引きこもり等、社会的支援を必要とする人全てに共通するところである。近年は、HIV、摂食障害、LGBTなどにかかる課題も注目され、マイノリティの孤立への対応も必要とされる。

認知症対策においては、平成27年1月27日に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」が策定され、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、医療・介護等の提供、若年性認知症施策の強化、介護者の支援等について取り組んでいくことが緊急の課題とされている。

在宅や地域移行においては、平成26年7月に長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る今後の方向性が示されたその中で、長期入院患者の実態を踏まえた退院意欲の喚起や本人の意向に沿った移行支援を徹底することが方針として明文化され、具体的支援を進めることが求められている。

《成果が見られた事例》

－孤立防止－

高齢化や人口減少が進む中山間部地域で住民自らが事業の担い手となり

地域が一体となり、介護予防に取り組む事例

【特定非営利活動法人地域支援の会さわやか四万十】

高齢化や人口減少が進む高知県の中山間部において、廃止になった学校校舎を使って、囲碁、歌や体操による介護予防、食事提供などにより、高齢になっても住み慣れ

26年度事業
資料編 P17

た地域で住み続けられることを目的とした住民による活動が生まれた。

若者が都市へ出ていき、高齢化と深刻な人口減少に直面し、こうした地域の支え合い事業の担い手の確保も難しい地域は多い。この取り組みでは、地域の元気な高齢者が支え手となり、移住者等と連携し事業を展開するなどの工夫もみられた。介護予防の重要性を住民自身が理解し、主体的に事業に関わるこの取り組みは、過疎化の進む他地域の参考となる事例であった。

地域の担い手を育成しながら、モデル地域での取り組みを他地域へ拡大した事例

【特定非営利活動法人食と健康を学ぶ会】

管理栄養士や歯科衛生士、保健師等からなる当団体は、食を通じた介護予防、健康づくりを行うリハビリキッチン事業を町の協力を得て、モデル地域で実施した。加えて、住民対象としたリーダー養成研修会も行うことで人材育成にも取り組んだ。

助成期間終了後には、期間中に得たノウハウを基に育成されたリーダーが事業を担い、町の介護予防事業に位置付けられた。また、今後の地域のあり方について、ワークショップなどを通じた検討をきっかけに、地域住民によるミニデイサービスが発足するなど、開催地域が拡大するとともに事業の充実や発展が見られている。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P18

誰もが集えるコミュニティレストランが地域住民の居場所となり、 住民同士のつながりが生まれている事例

【縁側プロジェクト】

宅老所の一角に立ち上げた地域のコミュニティレストランをより地域に普及するために、助成事業では地域の高齢者にヒアリングし、地域に伝わる伝統料理をメニューとして開発するなど、高齢者にも主体的に参加してもらおう機会を作った。この取り組みを見学した2団体が、県内で同様の事業をはじめなどの波及効果があった。

コミュニティレストランの利用に合わせ、住民自身が気になる高齢者に「あそこに一緒に行ってみよう」と声かけや見守りなどが自然な形で行えるようになった。また、引きこもりの青年なども含め、誰もが通える居場所ができたことで、自治会などの既存の地縁組織とは違う新たな方法で、薄れつつあった地域のつながりを取り戻し、住民自身が互いに見守りあう仕組みとして評価された事例であった。

26年度事業
資料編 P19

摂食障害への支援がまだ十分でない地域で孤立している人たちへ

広域のネットワークで支援を届けるとともに、支援団体の組織化を進めた事例

【日本アノレキシア・ブリア協会】

摂食障害には、摂食障害の症状そのものの対応だけではなく、そこに至った課題の解決が必要であり、その課題も様々であり複合的に抱えている場合も多い。当団体がこれまで都内で取り組んできた支援活動・ネットワークを活かし、全国各地で研修会を開催するというプロセスを通して、各地域の摂食障害者の支援や、団体の組織化、継続的な支援を目指した広域的ネットワークづくりを進めた。

摂食障害への理解や支援などは十分ではなく、各地域で孤立している状況にあった

26年度事業
資料編 P20

摂食障害の人に支援が実現でき、団体がこれまで培ってきたノウハウを活かし、他地域の資源の掘り起こしを進められた点は、広域的ネットワークの連携による効果であり、その意義は大きいと評価される。

—認知症とその家族の支援—

医療従事者と福祉関係者が連携した認知症カフェを運営し、 認知症の人のケアやその家族の負担軽減を実現した事例

【NPO法人てとりん】

認知症介護は、家族の負担が大きく、家族も孤立しがちな場合も多い。それらを解決するために、常設の認知症カフェを設置した。認知症カフェでは、分断されがちな社会とのつながりを持ち続ける場として、家族介護者の集い、家族介護者の負担軽減のための傾聴・相談支援、医療や福祉など専門家による相談支援、情報支援を行った。

福祉関係者と医療関係者が連携し、認知症カフェを運営したことで、認知症の家族が必要な情報や支援を幅広く提供でき、また抱えている課題を早期に発見し、深刻化する前の対応が可能となった。認知症の人とその家族の生活を支えるものとして地域に定着している。

26年度事業
資料編 P21

地域包括支援センターと連携し、認知症の高齢者の見守りの仕組みを構築した事例

【特定非営利活動法人地域認知症サポートブリッジ】

地域の中で、認知症でありながらも独居や高齢者のみの世帯、また日中はひとりで過ごす高齢者など見守りが必要な世帯等は増えている。本事業では、地域包括支援センターや行政と連携し、高齢者の住む自宅に安否確認を兼ね当事者が集うコミュニティカフェから個人宅へお茶を届けるサービスを展開した。

認知症の傾向がある高齢者の中には、ちょっとした見守りがあることで在宅生活を維持することができるケースは多いという。介護保険によるサービスで全てを見守り続けるのは人手の確保もコスト的にも厳しい。本事例にみるように、地域包括支援センター、介護事業所、介護支援専門員、医療機関、家族などの協力を得ながら進めた本事業は、制度の隙間を補完しつつ、今後の地域包括ケアの実現に向けて下支えとなる参考事例であった。

26年度事業
資料編 P22

—高齢者や障害者の在宅・地域移行支援—

がん患者等が安心して在宅生活へ移行できるように

医療・介護・福祉的側面からのサポートを実現した事例

【特定非営利活動法人ミーネット】

成人の半数ががんを患い、死亡原因の3割を占める時代にあって、治療後に以前と変わらぬ在宅生活を希望するものの、在宅への移行の不安も大きい。本事業では、ピアサポートによる在宅移行支援を目的に、ピアサポートを実施のための研修会の開催や教材作成を行った。

支える側、支援を受ける側ともに心身の不安を抱えながら社会復帰を果たす「互助」

26年度事業
資料編 P23

を育て医療・介護・福祉関係者だけでは果たし得ない課題に取り組んだ点は、地域包括ケアシステムに資する事業として評価された。

ピアサポーターを養成し、精神障害者等の病院や施設からの地域移行を実現する仕組みを関係機関と構築した事例

【社会福祉法人半田市社会福祉協議会】

精神障害等のある方が病院や施設から退院・退所し、安心して地域生活を送ることができるように支援する体制づくりを行政や医療機関、福祉施設とともに行っている。その中で助成事業では、地域の人と関わる段階的な居場所づくり、ピアサポーターの養成、ピアサポーターを中心とした支援のモデル的な実践を行った。

入院時からピアサポーターによる当事者自身の意思を上手に反映させていること、病院や地域の福祉施設関係者だけではなく、自治会や民生委員等、地域生活を支える関係者が情報を共有し、支援する方法について検討できる体制が構築されている。その実施にあたっては、助成事業で開発した「地域連携シート」を活用するなど、地域移行における先駆的な取り組みの一事例であった。

23年度事業
フォローアップ調査
資料編 P24

《まとめ》

孤立防止に対する取り組みとして、地域包括ケアシステムの構築に向けて、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供が求められている。地域の支え合いの介護予防のためのサロン、リハビリキッチンなど他地域の参考になる事例にみるように、WAM助成においてもその取り組みに資する事業と考えられる事例もみられた。特に、人口減少の進む過疎地域においては、支援の担い手の確保が難しい状況にあるが、他地域の協力を得たり、住民の互助の仕組みを取り入れるなど、さまざまな工夫をしつつ事業が展開されていた。また、地域包括ケアの実現に向けて、医療と福祉の分野を超え、それぞれの専門性を組み合わせた事業展開もみられた地域もあった。

認知症やその家族の支援や、高齢者・障害者等の地域移行においても、専門機関の協力を得ながら、他地域の参考となる仕組みが構築されていた。

地域の支え合いに対する社会の理解は進み、取り組みについても全国各地に広がりつつある。我が国の福祉制度の多くは高齢者、障害者等の対象者ごとの設計になっているが、「社会的孤立」は誰もが直面する可能性がある課題である。そのため、既存の福祉制度にとらわれることのないNPO等の民間ならではのきめ細やかな活動に期待される部分は依然として大きいといえる。

ウ 児童虐待防止に関する事業

《現状と課題》

児童虐待に関する相談件数は一貫して増加しており、子どもの生命が奪われる等の重大な児童虐待事件も後を絶たず、虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題とされている。このためWAM助成においても重点的に支援する事業として、次のテーマを掲げ、児童虐待の予防や早期発見・早期対応から、虐待を経験した者も多い児童養護施設等を退所した子どもの自立に向けた支援に至るまで、幅広い領域で当該分野の課題解決に取り組んでいる。

- ・児童虐待・DV等の防止、早期発見、保護・支援を必要とする子ども・家庭を支援する事業
- ・児童養護施設等を退所した子どもへの支援に関する事業

深刻な児童虐待の発生状況を踏まえ、平成27年8月28日に「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」報告書が出された。その中では、支援のあり方について、虐待を予防するためには虐待のリスクについて妊娠期から着目し、切れ目なく支援していくことが重要とされ、地域で養育していく視点が強調されている。

一方、児童養護施設等の退所者の社会的自立を目指した支援については、その円滑な自立のための支援がまだまだ十分な状況ではない。そのため退所者の居場所づくりや、生活支援、相談援助などの取り組みを促進することが必要とされている。また、就職等で「自立」したように見えてもその生活を継続するのが難しい場合も多く、安心した地域生活が送れるように、自立した後も引き続き当事者に寄り添い受け止めるような支援の充実が求められている。

《成果が見られた事例》

児童虐待・DV等の防止、早期発見、保護・支援を必要とする子ども・家庭を支援する事業

保健師による子育てサロンの展開と、滞在型デイケアと訪問ケアを実現した事例

【特定非営利活動法人はっぴい mama 応援団】

子育て中の母親が抱える精神的・身体的・経済的不安を軽減できる育児環境を作り、ネグレクトなどの虐待防止を図ることを目的に、保健師等による子育てサロンや育児・健康相談、育児に役立つ各種講座の開催、産後の母親へのカウンセリングや滞在型デイケアや訪問ケアを実施した。

行政の新生児訪問指導を担当する保健師が関わることで、行政の支援が行き届いていない部分を見出し、きめ細やかな事業を展開された点、また、社協や生協等と役割分担を行い、効果的に実施された点などが高く評価された。

26年度事業
資料編 P25

地域が一体となり、妊娠中から子育て期まで切れ目のない見守りの仕組みをつくった事例

【特定非営利活動法人親子ネットワークがじゅまるの家】

若年妊娠・ハイリスク妊娠など児童虐待につながるリスクがある妊婦またはその家族を対象に地域で見守りができるようボランティア養成講座を実施し、支援スタッフを養成した。

支援スタッフは、養成後も保健センター、社協、福祉施設等の専門スタッフからの継続的な助言を得られることで定着が進み、妊娠中から切れ目なく見守りができる体制を構築することができた。現在は、一部行政の支援も加わり、事業を継続している。

26年度事業
資料編 P26

育児不安や孤立、親の育児負担軽減等の虐待リスクの軽減を目的とした

「24時間緊急一時保育」事業を実現した事例

【特定非営利活動法人ウイズアイ】

育児不安や孤立、産後鬱の予防、更に親の育児負担軽減を目的に、地域のネットワークを利用しながら保育付き連続講座の開催や、土日・祝日・夜間を問わない24時間緊急一時保育を実施した。

行政による緊急一時保育支援の利用には、事前の予約や利用制限などがあり、気軽に利用することが難しい場合も多い。母親自身の心身の状態が優れない時なども、気軽に頼ることができる仕組みが身近にあることで、問題を深刻化させる前に対応でき、虐待リスクの軽減につなげている。この取り組みは、行政から委託を受け、事業を継続している。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P27

助産師の専門性を活かし、行政による支援では対応できないきめ細やかなサービスの仕組みを構築した事例

【特定非営利活動法人東京コミュニティミッドワイフ活動推進協議会】

母親の不安のピークは産後1ヶ月前後であり、産後まもない時期の育児不安、産後鬱を予防することは虐待予防につながると考えられている。しかしながら、行政の支援はハイリスク家庭など、予め特に支援が必要であると認識されたケースに限られている場合が多い。産後まもない時期は、外出することが難しいため、ハイリスク家庭に限らず、多くの母親が不安を抱え孤立している状況である。本事業では、母親の不安を軽減させ、安心して育児に向き合えるように助産師による早期訪問を実施した。

母親の不安が大きく、外出の制限が大きいこの時期において、訪問支援は母親のニーズに合致した取り組みであった。また、当団体が平成23年度助成で実施した産後の母親の不安軽減を目的としたデイサービスとともに、「通い」と「訪問」という手法で、助産師という専門性をもって、的確にきめ細やかに母親の不安軽減を図った。この取り組みは、家庭及び地域を取り巻く子育て環境の変化への対応のヒントとなり得る事例として評価された。

26年度事業
資料編 P28

児童養護施設等を退所した後の居場所を作り、継続的な支援体制を構築した事例

【一般社団法人ヤング・アシスト】

自立援助ホーム等を退所した子供たちの居場所や相談先がない現状に対し、気軽に立ち寄れる居場所（サロン）を設置し、「精神的安定」、「生活の安定」、「人間関係の安定」を目指した支援を行った。

施設を退所した者への支援は、現行法においては、児童養護施設等の役割とされているが、施設では、入所中の子どもへの対応が中心となり、退所者への支援は十分に手が回らない状態である。

また、自立援助ホームには、就労している子ども等がいる一方、離職により就労していない子ども等も入居しており、その中には様々な家庭の問題や自分自身の課題を抱えて自立が困難なケースも存在している。当事業では、そのようなケースにも、電話相談や訪問等により繰返し支援を行うことで、子どもたちの自己肯定感の向上に寄与していた。また、居場所をつくり、退所者が気軽に集える場を地域につくった点も評価された。

26年度事業
資料編 P30

児童養護施設等を退所した子どもたちを対象に家庭的な雰囲気シェアハウスで自立支援を行った事例

【特定非営利活動法人四つ葉のクローバー】

児童養護施設等から社会に巣立つ子どもたちの自立支援に向けた地域の資源の一つとして、施設等退所後の子どもたちを対象にしたシェアハウスを助成事業で立ち上げた。また、当分野の社会的認知を進め、事業への協力者を増やすことを目的にシンポジウムなども併せて開催した。

助成期間終了後においても、県内の児童養護施設からの紹介により、シェアハウスの受け入れを引き続き行っている。自炊や掃除・洗濯などの経験を通じた生活スキル、コミュニケーション力の向上など家庭生活で養う自立に必要なスキルをシェアハウスでは家庭的な雰囲気です身につけることができる。

また、家庭の問題や本人自身が抱えている課題にも、社協のソーシャルワーカー、自立援助ホーム運営者、弁護士、その他有識者などの協力者のネットワークが構築されており、そのネットワークを活用し、課題解決を図りながら自立支援を実現させた。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P32

児童養護施設等を退所したアフターケア相談所を立ち上げ、子どもたちへの継続的な支援を実現した事例

【特定非営利活動法人子どもシェルターモモ】

岡山県内の児童養護施設及び自立援助ホーム、養育家庭等を退所した児童が社会的に自立した生活ができるような支援の必要性を感じ、アフターケア相談所「en」を立ち上げた。そこはいつでも相談を受け、生活支援やスキルアップ、就労支援、住居支援等様々な支援を行った。

本人の抱える課題や将来の進路により、支援の個別性が高く、長期的な関わりが必

26年度事業
資料編 P29

要な場合も少なくない。児童養護施設関係者だけでなく、本人の自立支援に必要な関係者が集まり、包括的かつ長期的な支援ができる体制を築いている。助成期間終了後は、本事業は行政との協働事業となり、一部行政の支援を受けながら継続している。

貧困連鎖の防止の観点から、児童養護施設等に入所している子どもを対象にボランティアによる学習支援を実現し、制度化につながった事例

【特定非営利活動法人3keys】

児童養護施設等の入所者は、家庭環境や経済状況により塾に通えず進学をあきらめる場合も多く、全国児童養護施設調査（2011）では、「外部からほしい支援」として勉強のサポートという回答が最も多いという。このような要望に応えるために本事業では、児童養護施設等に入所している中高生たちを対象に学習ボランティアによる家庭教師派遣を行った。

福祉課題を抱える児童養護施設等の入所者も多く、学習ボランティアには、学習指導方法以外に、子どもたちへの接し方についても十分に理解してもらうことが必須である。そのため、学習ボランティアへの説明会や面接、ボランティア同士の交流等のボランティアのフォロー・管理体制を構築した。

児童養護施設への学習支援と学習ボランティアの確保、定着支援をともに進めていくことで、増えつつあるニーズにも幅広く対応し、現在、東京都・神奈川県の15か所の児童養護施設を対象に事業を展開している。

また、このような児童養護施設への学習支援については、平成28年度より厚労省で予算化された。先駆的に取り組まれてきた本事例は、今後、他地域のモデルとして普及・拡大していくことが期待される。

《まとめ》

社会のつながりが希薄化している中、家庭や地域での孤立感の解消や、産後直後の母子に対する心身のケアなどが、事例にみるように「支援ボランティアの派遣」、「子どもの預かり」、「訪問による支援」、「相談」等、様々な方法により、きめ細かく対応し、見守りができる体制がつくられていた。これらは、虐待につながる可能性のあるリスクに未然に対応したり、軽減する策として、高く評価された。

児童虐待防止において、成果のあった事例に共通していることは、地域の子育てに関わる行政、医療機関、子育て支援センター、子育てのNPO等との幅広いつながりにより事業が進められ、必要に応じて情報の共有が適切になされていたということである。

いずれの事例も妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指したものであり、行政が実施する支援の隙間において、リスクの軽減を図った事業であり、子育て世代に対する地域の一資源となるものであった。

また、子育て世代に対する包括ケアにおいては、医療機関、保健師、児童相談所等、専門職や機関が重要であり、専門性を活かした実践にも注目し、モデルとなる取り組

みを発掘していくことも、公的助成であるWAM助成の役割の一つである。

児童養護施設等の退所後の自立支援においては、中途退学や短期間で離職してしまった場合でもリトライできるよう、居場所づくりや見守りの支援の仕組みづくりが、児童養護施設等のアフターケア事業として制度化されている。しかしながら、施設入所児童への支援が中心となり、必ずしも十分に実施できていない。このような現状に助成先団体の活動では、児童養護施設等と連携し、生活支援や相談に応じるなど心の拠り所となる居場所づくりが推進されていた。今後も引き続き、同様の取り組みを発掘し、積極的に支援をしていく必要がある。

昨今の我が国における急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を鑑みれば、子育てについての一義的な責任は父母その他の保護者が有しつつ、子どもは社会の未来であるという視点に立っている。そのため、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野の全ての構成員が協力して一人一人の子どもの健やかな成長を支援していくことが重要とされ、NPO等の民間活動への期待は今後も大きくなっていくものとする。

エ 貧困・格差対策に関する事業

《現状と課題》

生活保護の受給者数は、平成23年に過去最高となって以来、引き続き増加傾向にある。その要因としては、就労による経済的自立が容易でない高齢者世帯等が増加するとともに、厳しい社会経済情勢の影響を受けて、雇用形態の変化や失業等により生活保護に至る世帯などが急増していることなどが考えられる。また、非正規労働者、引きこもり、ひとり親家庭等、生活に困窮するリスクの高い層も増加しており、生活保護受給に至る前の段階にある生活困窮者の就労・自立の促進も重要となっている。

平成27年度から施行された「生活困窮者自立支援制度」においては、地域のネットワークの構築、生活困窮者の早期発見や包括的な支援が目的となっており、制度の定着・普及に向けて地域の資源開発や拡充が求められている。

また、子どもの貧困対策については、生活困窮者自立支援制度において、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の実施なども積極的に進めている。さらには、官公民の連携等によって国民運動として展開していく必要があるため「子供の未来応援国民運動」を立ち上げ、推進していくこととされている。これらの着実な推進のためにも、民間ならではの取り組み、行政と連携した取り組みのそれぞれが必要とされている。

《成果が見られた事例》

ー地域の中で生活困窮支援した仕組みー

地域での自立生活において、家計管理サポートを含む包括的な支援の実績が認められ、生活困窮者自立支援制度の事業者として受託につながった事例

【特定非営利活動法人ささしまサポートセンター】

包括的に路上生活者や生活困窮者を対象にシェルターを提供しているが、生活の再建には家計管理等が一つの大切な要素となっていることから、家計管理サポート支援や相談活動、居場所づくりを行った。

この自立に向けた包括的な取り組みは、生活困窮者の自立支援に必要なものであると市に認められ、これまでの委託事業に加えて新たに市からの委託を受け継続している。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P33

路上生活者等を対象にシェルターでの一時支援から就労支援まで自立に向けた継続的な支援を実現した事例

【のわみ相談所】

路上生活者に対し、助成事業ではシェルターを開設し、交流サロンでの相談活動、就労・生活支援としてのカフェ、レストラン、リサイクルショップ、便利屋の運営を行い、個々の能力を活かした自立と社会復帰支援を行う伴走型支援を実施した。

障害やグレーゾーンの利用者の方、刑余者、虐待から緊急避難してきた人などを幅広く受け入れ、シェルターで住まいを提供し、就労支援まで支援対象者に寄り添った支援を実現させている。

23年度事業
フォローアップ調査
資料編 P34

フードバンクを活用し、社会参加の場づくりや就労訓練前の支援を行うとともに一般市民の協力を得ながら、生活困窮者を支え合う仕組みづくりに取り組まれた事例

【特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク】

フードバンクによる緊急的な食料支援にとどまらず、生活困窮者の福祉課題を整理し、フードバンク拠点を活用して自立に向けた就労前支援を展開した。

フードバンクの支援対象者でもある生活困窮者が、食品の仕分け等でボランティアという立場で役割を得たことで、自己有用感を高め、自立、就労に向けた意欲を生み出す効果があった。地縁、血縁、職場縁など様々なつながりがきれ、孤立状態にある生活困窮者が多いといわれるが、本事例では、「居場所」を提供して縁を再び紡ぎ直そうと取り組まれた。

また、フードバンクへの食品の寄贈などを通じた市民参加を積極的に促すことにより、市民の互助の必要性を認識させ、その仕組み作りに寄与する取り組みであった点からも高く評価されている。

社会資源がまだ十分でない、高校中退、引きこもり等の若者の居場所づくりや就労に向けたソーシャルスキルトレーニングなどの生活支援を行った事例

【特定非営利活動法人いまから】

高校中退、引きこもり等、定職についていない若者等の居場所をつくり、学習支援や生活支援などの事業を幅広く展開した。

学校を退学したり、離職してしまうと、再度やり直す機会やその支援は少なく、生活が困窮する若者が多い。こうした若者を早期に支援し、若者の状況をみながら、再スタートに向けた支援を行っていた。本事例は、児童相談所の紹介から受け入れを行うなど地域の社会資源の1つとして定着しつつある取り組みとして評価されている。

ー子どもの貧困対策ー

助成事業を通じて子どもの居場所機能を持ち合わせた学習支援拠点を拡大した事例

【特定非営利活動法人K a c o t a m】

札幌市内の4か所の拠点において、小学1年生～高校3年生を対象に大学生や社会人による学習支援を展開した。勉強を教えるだけでなく、子ども達との関係づくりが大切にされ、拠点にいくことができない子どもを対象にした訪問型の学習支援も実施した。学習習慣の定着が難しいという課題を抱えている子どもが多いが、学習意欲の向上、学習習慣の改善につながり、ひいては志望校合格、不登校の子どもが再び登校が可能になったケースも成果として確認されている。

学習支援については、生活困窮者自立支援制度のメニューの一つとして制度化された。しかしながら、当該市においては1か所しかなく、十分に支援が足りている状況ではないことから事業を立ちあげた。また、行政においてはその要件に、生活保護世帯やひとり親家庭などの条件がある場合も多い。本事例では、そうした行政の条件には当てはまらない生活困窮家庭に幅広く支援を実施し、また社会性なども養う場とし

て機能している。

子どもを核とし、保護者や家庭を対象にした包括的な支援を実現した事例

【子どもと家族の相談室 寺子屋お〜ぷん・どあ】

貧困、家族機能の不全、虐待、精神疾患、地域社会からの孤立など、安心・安全な居場所、教育環境が保障されていない子どもに対し、学習支援や社会生活体験、ナイトサービスにより、子どもだけではなく保護者も含めた家庭支援を行った。

保護者や家庭が抱える課題を解決しなければ、子どもの安心・安全な居場所は実現できないことから、学習支援を通じて子どもたちに関わると同時に、そこから見えてくる生活課題、家族の抱える福祉課題についても支援することで貧困の連鎖を予防しようと取り組まれた。地域の様々な機関と連携し、子どもを核とした家庭支援が展開され、子どもの貧困に対応する包括的な支援の事例として全国の参考に資する事業として大変高く評価されている。

26年度事業
資料編 P7

夜間サテライト拠点として子どもの居場所づくり、学習支援、食事支援を展開した事例

【特定非営利活動法人西淀川子どもセンター】

児童虐待防止を目的に子どもの健全育成に携わってきた中で、子どもが安心できる居場所の必要性を感じたことから、夜間サテライト拠点として子どもの居場所づくり、学習支援、食事支援を行っている。

経済的な理由を問わず、虐待や両親の離婚等により、子どもの生育や学習に必要な環境が十分でない子どもたちの心の拠り所となる居場所として役割を果たしている事例である。地域の中で、子どもを通じて見え隠れする生活困窮のリスクに対応し、ひとり親、貧困家庭などの子供の夜間学習や生活支援等を通じて、児童虐待の防止や子どもの貧困の連鎖を予防する支援に貢献している。

助成事業で行った子どもの居場所事業から、学習支援、食事支援などその支援メニューを拡大しつつ、事業を発展させ、今年度は地元の区で予算化され事業を継続している。

23年度事業
フォローアップ調査
資料編 P37

《まとめ》

生活困窮者自立支援制度が施行され、制度の普及・定着が求められる中、本事例にみるように生活困窮者に寄り添った継続的な支援が展開されていた。また、自立した後も地域生活が定着することを目指した継続的な支援も、制度の下支えとしての民間ならではのきめ細やかな支援として展開されていた。フードバンク等を通じた地域の支え合いの取り組みは、病気や失業などで誰もが直面する可能性のある生活困窮の問題を地域で互いに助け合う「互助」の仕組みとなり、民間のセーフティネットにもなりえる可能性が見られた。

生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核にししながら、任意事

業の活用や他制度との連携により、本人の状態に応じたきめ細かい支援を実施することが重要とされている。

昨今の労働環境の変化もあり、従来の生活困窮者施策が主に対象として路上生活者や日雇い労働者など壮年男性が多かったことに比べ、昨今は定職につけない20～30代の若い世代や、女性の数も増えるなど、支援対象者の多様化が見られる。また、こうした支援対象者はなかなか顕在化しにくいことも指摘されている。困窮問題が深刻化する前に対応できるよう幅広い視点でリスクをつかみ、その支援につなげていく必要がある。

一方、「障害があること」、「壮年の引きこもりと老親の地域の孤立」、「難病患者・がん患者の就労支援」など、経済的な理由だけではない複合的な問題に起因する困窮といったケースも昨今見られるようになり、従来の困窮者支援策だけに留まらない分野横断的な幅広い視点で課題に取り組むことが求められている。

また、地域によっては少子化や高齢化による人口減少という深刻な課題を抱え、地域の福祉サービスのより効果的・効率的な提供が求められている場合もある。そのため、地域の中で狭間のニーズを掬いとり、他機関・関係者と連携した社会資源の開発を図っていくこと、またそれらに対応できる人材を育成し、全国にそのノウハウを広げていくことが今後強く求められていく。さらには、制度の下支えとなる地域住民相互の支え合い等のインフォーマルな支援の創出は今後より求められてくるだろう。

子どもの貧困対策においては、社会的な認知も進みつつある。子どもの貧困につながる福祉課題に着目し、地域で安心できる子どもの居場所を確保し、その上で子どもを核とした家庭支援が展開されている事例など、他の地域の参考にもなる先駆的な取り組みが見られた。いずれの事業においても、学習支援だけにとどまらず、子どもの成長や自立に必要な知識や経験、社会性を身に着けるような取り組みも併せて行われており、民間ならではの温かみのある展開がなされていた。

また、学習環境が保障されていない子どもに対する学習支援については、生活困窮者自立支援制度において制度化されたものの、行政の取り組みだけではニーズに対応しきれず、行政のサービス要件から漏れてしまうぎりぎりの状態で耐えしのぐ制度の狭間にある困窮家庭もある。また、軽度の発達障害や外国にルーツを持つ子どもなども、子どもの学習環境が保障されているとはいえ、個別的な支援が必要であるといえる。制度の普及定着に加え、こうした制度では対応しきれない部分へ柔軟に対応し支援していくこともWAM助成には求められている。

オ 先駆的・独創的な取り組みをしている事業

—独創的な事例—

公的支援が少ない難民申請者を対象に緊急シェルターから自立生活まで 包括的な支援を展開した事例

【特定非営利活動法人難民支援協会】

日本に住む難民（難民申請者、庇護希望者を含む）は公的支援が限られているため、その多くが困窮している。シェルターの運営により難民の緊急時の安心・安全な場所を確保するとともに、言語の壁などにより自分が難民であることさえ説明できない難民申請者に法的支援を行った。また、難民認定後や、難民認定までの数年間、難民自身が経済的に自立できることを目指した就労支援や医療機関への同行等の生活支援を行った。

日本に住む難民への公的支援が少ない現状において、当団体の取り組みはシェルターという緊急時の対応から出口支援としての就労支援までの寄り添い支援を実現させた。また、それらを他の地域で活動する団体と共有することで、全国の難民支援の質の向上に貢献し、高く評価された事業であった。

26年度事業
資料編 P1

小児がん拠点病院等の下支えとなる滞在施設の専門性を明文化し、 全国の滞在施設運営団体と共有した事例

【特定非営利活動法人ファミリーハウス】

小児がんや難病により長期入院が必要な際の家族の経済的・心理的負担の軽減をはかるための滞在施設が全国の様々な団体により運営されている。滞在施設は、家族の宿泊施設という機能にとどまらず、患者家族への寄り添いも重要となる場合も多い。助成事業では、これまで行ってきた実践を基に専門家の協力を得ながら、スタッフに求められる基本的なマインド・スキル・知識を整理し、ハンドブックを作成するとともに全国の滞在施設と共有した。

小児がん拠点病院等の医療政策的観点から患者家族の長期滞在施設の重要性は高まっているが、滞在施設の設置の明確な基準やスタッフの専門性について明文化されたものがない。このような現状に対し一石を投じた事業であり、今後ハンドブックの活用による更なる専門性の構築とスタッフへの共有や継承が期待される事業であった。

26年度事業
資料編 P38

—先駆的な事例—

介護や医療が必要になっても住み慣れた地域で生活が維持できる仕組みを実現した 事例

【特定非営利活動法人ホームホスピス宮崎】

介護や医療が必要になっても住み慣れた地域で生活が維持できるよう、また最期を自宅に近い環境で過ごしてほしいという思いから、ケア付きの「かあさんの家」を運営している。ここでは、自宅ではないもう一つの家という理念のもと、看護師や介護福祉士等の専門職とボランティアや地域住民などの協力の基に“ホームホスピス”を

23年度事業
フォローアップ調査
資料編 P39

展開している。

助成事業では、「かあさんの家」の運営とともに“ホームホスピス”の浸透・充実に向け、関係者への人材研修を行った。

助成事業終了後、本事業は宮崎市によるホームホスピス支援事業として、制度化された。

一般に日本のホスピス（緩和ケア）は、がんやエイズの末期にある人を対象としているが、がんに限らずあらゆる病気や障害をもって生きる困難に直面している人とその家族を“ホームホスピス”ではケアの対象にし、住まいを中心に医療や介護、予防そして生活支援が一体となったケアの提供にとどまらず、構築のためのノウハウやその成果を可視化し、全国へ発信している先駆的な事例であった。

避難所において、福祉的支援を担う人材の育成を行った事例

【特定非営利活動法人レスキューストックヤード】

避難所における震災関連死を軽減することを目的に、医療や福祉の視点を持ち、最低限度の対処する技術を身に付けた地域住民を増やすために、体調不良者の早期発見や避難所環境の早期改善につなげていくための人材育成を目的とした研修会の開催とハンドブック作成を行った。

避難所においては、障害者や高齢者などいわゆる災害弱者への対応に必ずしも十分な人手を確保できる状況ではなく、避難所運営においては避難者である住民の協力は欠かせない。本事例では、阪神淡路大震災以降のこれまでの度重なる災害での避難所運営のノウハウを多様な関係者からの聞き取りや自団体の支援経験に基づき取りまとめ、共有できるように具体的な実践事例を分かりやすく明文化した。防災に対する意識が全国的に高まりつつあるが、避難所運営という視点で住民の互助の取り組みを意識づけた点は先駆性があり、有効的な取り組みであった。

カ 課題のみられた事例

当初計画に沿って事業は実施されていたが、事業目的となっていた課題からのアプローチが十分でなかった事例

【S県, 社会福祉法人】

食事を一緒にとること等を通して、認知症者とその家族の健康を向上させるとともに、地域で認知症者とその家族を支える仕組みを構築するという事業であった。しかし、最終的な目的であった「認知症者やその家族を地域で支える仕組み」の構築に必要な認知症者の状況把握等が不十分であり、手段であった食事を一緒にとる等の活動に傾倒していた事例。認知症者と一緒に食事を用意するというプロセスや、地域ボランティアの役割や関わりを明確にし、強化させる等、支援対象者が地域で暮らせるための仕組みの構築という点からの活動の確認が望まれた。

【対応】

最終的な目的を常に意識しながら、活動を組み立てた上で進め、かつ成果のまとめを行わなければ、このように活動そのものの印象が残るだけの結果となってしまう場合がある。

事業を進めるにあたって気になる点が見受けられた場合は、事業目的を踏まえた活動になるように改善策を求め、適切な助言指導を行うことが求められる。

事業実施のプロセスや目的としていた支援対象者に対し、目指した効果もたらされているかの検証が不十分だった事例

【S区, 特定非営利活動法人】

本事例は、被災により傷ついた子どもたちの運動不足やストレス解消を目的として、自然体験等を実施する事業であった。しかし、対象とすべき子どもをどのように選定したかというプロセスや実際に参加した子どもの属性の分析、参加したことによる変容等が十分にまとめられていなかった。

【対応】

支援対象者を分析し、その変容を確認することは、助成成果を確認するための重要な要素であるため、その視点が不足してしまうと助成成果が不明瞭となってしまう。

助成成果の確認方法やその明文化については、機会を設けて行っている助成事業の進捗確認や、日頃より行っている助成先との相談等において適切に助言することが求められる。

(2) 助成金の有効活用の観点から

ア 分野横断的に事業に取り組まれた事例

地域からの孤立という同じ課題を抱える障害者や高齢者を対象に
事業を効果的に展開し、相乗効果がみられた事例

【特定非営利活動法人みんなの広場「風」】

障害者は、比較的社会とのつながりが薄く、地域で孤立しやすい傾向にある。障害者支援事業を運営する当団体は、障害者が支援をされるばかりではなく、何か地域で役に立てることはないかと考え、事業所のある住宅地の高齢化問題に着目した。

助成事業では、コミュニティキッチンを開設し、誰もが参加できるクッキングスクールや地域の高齢者の見守り・安否確認を兼ねた配食を実施した、その結果、地域の高齢者の孤立防止にも寄与した。地域で孤立しているという共通の課題に対し、まちづくり協議会や地域の自治会組織等と事業に取り組むことで、高齢者の孤立防止だけではなく、障害者の社会参加の機会の創出にもつながった。

助成期間終了後、事業を継続していく中でまちづくり協議会とともにコミュニティキッチンの場を使って、サロンを開催するなど、新たなアプローチで地域の孤立防止に取り組まれており、今後の展開が注目される。



25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P41

目的を達成するために分野を超えた関係団体が連携し、就労の実現に向けた体制作りを実現した事例

【特定非営利活動法人ラ・ファミリエ】

小児医療の進歩により、小児慢性疾患や難病、障害を治療、克服した子どもや成人が増えた一方で、長期にわたる治療や生活制限などの影響により、就業に必要な能力を養い、社会に適応していくのが難しい状況にあることも認識されている。そのため、助成事業では小児がんと先天性心疾患をもつ子どもたちおよび若者たちを対象に、サロンを開設し、交流会を開催するとともに、職能研修や職業体験活動を行った。

就労に結びつくには、福祉的な支援だけではなく、医療機関による心身面のフォロー、就労先の開拓や一緒に働く人の理解など、分野を超えて多くの機関の協力が必要である。本事例では、こうした分野の異なる団体が同じ共通課題の基に集まり、それぞれの専門性から事業へ関わった。助成事業終了後には本事例の取り組みが愛媛県、松山市で予算化され事業を継続している。



26年度事業
資料編 P42

イ 助成事業実施により連携が拡大した事例

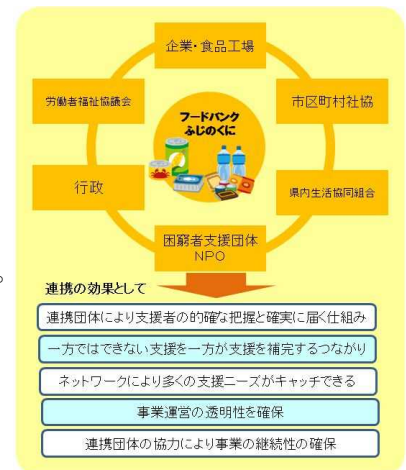
地域の同じ課題を共有する団体と連携し、課題解決力の向上を実現した事例

【特定非営利活動法人フードバンクふじのくに】

民間によるセーフティネットを構築することを目的に、静岡県下の各地の福祉事務所や社会福祉協議会、生活困窮者支援団体などと連携を結び、食料品の支援が必要な家庭へ届ける仕組みの構築を静岡県内23市町村で実現させた。

フードバンクを運営する当団体を核として、生活困窮者の相談窓口など支援者のニーズが把握しやすい行政や社協、フードバンクの運営の支援者として食料を寄贈する食料品企業、フードドライブ等を通じた一般市民、生活困窮者支援を行う地域のNPO団体等、県内の多様な社会資源を活用し、複数の団体がネットワーク化を図った。官民協働により、支援対象者の把握から確実に届けるまでの食のセーフティネットが構築された。

連携による効果として、ニーズ把握が拡大するとともに対応力も向上していることが、事業評価で明らかとなった。



26年度事業
資料編 P9

全国のネットワークを活かし、専門職が連携し「災害リハビリテーション」の普及・推進を行った事例

【一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会】

災害時にDMATやJMAT等による緊急対応以降、長期化する避難生活において人々の生活機能、健康維持が求められる。そこで、大規模災害に対して組織的なリハビリ支援が適切かつ迅速に実施できるよう、平時より専門医療スタッフと行政などの橋渡しを行い、非常時には被災地のニーズに沿った実効性のある支援ができることを目的に、「災害リハビリテーションコーディネーター」を各都道府県に養成した。

約20都道府県でコーディネーターを中心とした仕組みが組織化され、本取り組みを通じて災害リハビリテーションの重要性の認識も高まり、「国土強靱化アクションプラン2015」において、災害時のDMATによる救急救命を引き継ぎ、DMATやJMAT等と連携したJRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）による災害支援の必要性が明文化された。

災害リハビリテーションの必要性を全国に普及・充実を図るために、本事例では各都道府県の核となる人材を養成し、その人材が構築するネットワークによって、情報交換やノウハウの共有が進み、その後の組織化が進められた事例であった。



25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P43

ウ 制度化・モデル化につながった事例

ーモデル事業化ー

生活困窮者の就労支援モデルを構築し、全国へ発信するとともに制度構築に貢献した事例

【特定非営利活動法人抱樸】

助成事業では、就労に必要な生活自立や社会的自立に困難を抱えている若者を対象にした惣菜製造事業所「笑い家」を開設し、就労訓練を実施した。ここでは、一般企業への就労を目指すステップアップを前提とした就労前訓練と、社会参加に重きをおく福祉的就労を設け事業を実施した。地域の企業の協力も得て対象者の状況を見ながら、一般就労へつなげる支援スキームも確立した。

助成により就労支援事業所を立ち上げた翌年度は、生活困窮者自立支援制度のモデル事業として実践を重ね、生活困窮者自立支援制度が施行された今年度以降は就労訓練事業として事業を継続している。

一般就労ができなければ生活保護を受給するというこれまでの選択肢に対し、本人の状況に応じて、就労の機会を提供しつつ、就労に必要な知識、訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行う取り組みをモデルとして提示し、新たな選択肢を作った。また、本事例による取り組みを広く発信することで、生活困窮者自立支援制度の構築に寄与した。同制度施行後には、制度の普及や実践から見えてくる課題等の発信を継続しており、全国を先導するモデルとしても継続されている。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P44

子どもの貧困に先駆的に取り組む団体として政策提言を行い、関係機関とノウハウを共有し、同様の取り組みを他地域へ拡大・普及した事例

【特定非営利活動法人キッズドア】

被災地では、転居や失業等により生活困窮に陥るケースも多く、子どもも十分な学習環境が確保できない場合も多い。生活困窮家庭への学習支援を行ってきた当団体は、貧困の連鎖を予防するための学習支援を行うとともに、ひとり親家庭への支援を行う団体と連携し保護者への相談会の開催、フードバンクを活用した食糧支援など、包括的な支援を実現した。

この仙台市での取り組みがモデルとなり、中高生の人口流失の激しい南三陸町に同様の取り組みを拡大すべく宮城県震災復興担い手NPO等支援事業として引き続き事業を展開している。また、本事例によるひとり親家庭や食料支援等の包括的な支援の展開手法について、被災地だけではなく、全国に普遍的に広めていけるものであるという確信のもと福岡県など他地域の団体にもネットワーク化を進めている。さらには、内閣府「子どもの貧困対策に関する有識者会議」の構成員や「一億総活躍社会に関する意見交換会」へ出席し、本取り組みを強く発信続けている事例である。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P45

－制度化－

子どもを核とした包括的支援の仕組みをつくり、 その実績が認められ市で制度化した事例

【子どもと家族の相談室 寺子屋お～ぷん・どあ】

助成事業では、貧困、虐待、家族関係の悪化などにより地域社会から孤立し、安心・安全な居場所や教育環境が保障されていない子どもを対象にした学習支援や社会生活体験、ナイトサービスを行うとともに、保護者や家庭を対象にした支援を包括的に行ったものである。

助成事業での実績を通して、子どもの貧困対策においては、子どもへの支援だけではなく、課題の根底にある家庭支援を展開する必要性が認識され、助成事業の翌年度以降は、静岡市において本事業が制度化され、予算措置し事業を継続している。

26年度事業
資料編 P7

医療的ケアが必要な重症心身障害児・者の地域生活を支えるための体制を作り、 他県のモデルとなった事例

【長野子ども療育推進サークルゆうテラス】

助成事業で構築したネットワークは、高度医療機関に入院している医療的ケアが必要な子どもたちを地域で療育するために圏域ごとの「医療・福祉・教育・行政」のネットワークの頂点に、重症心身障害児者地域コンダクターを置く構造となっている。重症心身障害児者には、介護保険制度におけるケアマネージャーのような支援者がいないため、このコンダクターが担う職種や行政区分を超えた支援資源の状況把握やコーディネート及び指揮は、家族にも支援者にとっても、地域療育に移行する際の画期的な支援となる。

圏域ごとに設置されているほとんどの療育部会（自立支援協議会内に設置）では、地域特性を踏まえた医療的ケアが必要な子どもたちの地域療育の実例把握や対応策検討の際に、重症心身障害児者地域コンダクターからの意見を取り入れることとしており、助成事業で構築されたネットワークは長野県内における療育支援の事実上のシステムとなった。

また、長野県と隣接している岐阜県は、このシステムをモデルとし、在宅の重症心身障害児者への支援にかかるコーディネートや相談を担う機関を開設した。

26年度事業
資料編 P11

精神障害者の雇用促進・定着を目的に雇用サポート管理システムを構築し、 モデルとして大阪府に採用された事例

【NPO法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク】

精神障害者は適切な状況管理と支援があれば、長く働き続けることが可能であり、実際企業の戦力として活躍している人も存在している。しかし、精神障害の知識や理解の不足から精神障害者の雇用に対する企業の理解は進んでいない。

そこで、本事例ではインターネットを活用した雇用サポート管理システムの構築に取り組んだ。これは、当事者と職場担当者が、日々の状況を毎日入力することで、支援団体、企業、精神障害者自身の3者が「不調徴候のキャッチ」「タイミングを捉え

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P46

た適切な配慮」「支援機関との情報共有・連携」などの基となるデータをリアルタイムで確認できる仕組みとなっている。当事者は、迅速で適切な配慮がうけられるため、安心感を持ちながら、就労を継続することができた。また、企業側も、医療福祉の専門家から迅速なアドバイスを受けながら適切な対応ができるため、雇用継続に対する不安を軽減することができる。

助成期間中に、全国10企業で30名の当事者を対象としてシステムの試験的運用を行った結果、2名が就労に結びついたという成果もみられた。

このシステムの有用性を評価した大阪府は、平成30年度に控えている精神障害者雇用の義務化にも対応するためにも、助成翌年度から「精神障害者雇用管理普及事業」として、このシステムを活用した障害者の雇用管理に取り組んでいる。

エ 助成事業が自立し、新たな展開を行っている事例

教育的視点と福祉的視点をふまえた学習支援を行ったノウハウを活かし、 近隣地域を含めたネットワークへ拡大している事例

【特定非営利活動法人みよし子育て・学び支援あすなる】

本事例では、生活保護家庭の子どもだけではなく、ひとり親家庭、福祉や教育的課題を抱える子ども、社会的居場所を失っている子どもを対象に学習支援を行った。また、学習支援に加えて、川の環境美化活動などを通じた住民の一人としての地域でのつながりや居場所づくりなども積極的に進めた。子どもの教育の機会均等を図る取り組みが高く評価されたほか、過疎化、少子化が深刻な地域において若者定住という地域再生の側面からも地域の関係機関が一体となった事業実施も評価されている。

助成事業では、これまでの学習サポートから、学校や行政とともに、福祉的支援の必要がある子どもや家庭への支援も併せて実施できるようになり事業の認知度と地域の理解も大きく進んだ。助成事業は、講師の指導料や教材費となる利用料を家庭の状況に応じて徴収しながら、継続している。また、同様に若者の都市への流出や社会資源の不足を懸念する近隣市町村からも本取り組みのノウハウを求める要望も多く、広域的なネットワーク構築による事業推進を図っている。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P47

発達障害や児童虐待などの課題を抱えた子どもや家族支援へ、ホスピタル・プレイ活動を応用させ事業を発展させた事例

【特定非営利活動法人ホスピタル・プレイ協会 すべての子どもの遊びと支援を考える会】

病児や障害児など遊びを通じた自己発見や社会経験の機会が十分に保障されていない子どもや家族を対象に助成事業を行った。遊ぶ力を引き出すことで他者との協調や自己表現の機会をつくるホスピタル・プレイの活動を踏まえた「遊育支援」や、保育士等の支援者を対象とした「ホスピタル・プレイスペシャリスト養成講座」の実施等を通じ、ホスピタル・プレイの社会的認知の向上と人材育成にも取り組んだ。

助成金で作成した事例集を教材として活用し、養成講座は参加費収入、「遊育支援」は助成金の活用等により事業を継続させている。助成事業を通じて行った「遊育支援」は、被虐待児や発達障害等の特別なケアが必要な子どもに対しても有効であることが分かり、現在は県の委託により対象を広げ取り組んでいる。更には、児童相談所と連携し、一時保護状態の子どもを対象とするプレイセラピーや、里親里子の関係回復時にも活用される等、新たな展開が見られている。

今後も医療機関や福祉施設、学校等との更なる連携による専門的な「遊育支援」の広がりが期待される。

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P48

オ 助成事業を通じて団体のステップアップにつながった事例

助成事業を通じて、事業を企画・管理するPDCAサイクルを団体に定着させ、事業化を実現させた事例

【特定非営利活動法人ココCOLORねっと】

助成事業では、主な対象者を高齢者や子育て家庭とし、住民同士で、介護保険や行政のサービスでは対応できない家事や外出等の日常生活の困りごとを助け合う仕組みを構築した。

この活動は、生活支援を希望し参加している住民であっても身体の状況や経験等により得意な分野があれば支援スタッフとして活動に関わることで、住民の互助機能を高めていた。また、助成事業応募から事業完了、事業評価等、助成事業にともなう事務手続きを、活動の方向性や進捗確認の好機ととらえ、連携団体とともにPDCAを日常的に実施していた。

これらにより、組織のガバナンス等も自然と強化され、信用も高まった。地元住民のニーズ等を知りたいと言う行政からの要請に応じ住民のニーズや課題を代弁するという役割も担うようになるとともに、行政からの事業委託にもつながっていった。

助成事業を通じて活動領域の拡大にはずみをつけるとともに、多くの人が団体に関わるようになり、組織の活性化につながった事例

【一般社団法人長崎市ひとり親家庭福祉会】

助成事業では、ひとり親家庭の福祉的支援の情報を一つにまとめたハンドブックを作成し、支援スタッフを養成することで、仕事が忙しくて行政の相談窓口になかなか行くことができず、悩みを抱えるひとり親家庭を支援した。ハンドブックの作成やその後の活用は、支援スタッフの支援スキルの向上にもつながった。

当団体は、これまで母子家庭を中心とした活動であったが、社会のニーズの変化に対応し、父子家庭にも支援対象を広げ事業展開を試みている。本事業はその転換期の事業の一つであり、本事業を通じて行政や関係機関との密な関係が構築された。また、育成した支援スタッフを含め、これまでより多くの者が事業へ関わるようになり、理事会での議論が活発化した。その結果、ひとり親家庭の支援施設の指定管理を県から受けるなど、組織基盤を強化させるに至った。今後更なる事業の展開が期待される。

26年度事業
資料編 P49

25年度事業
フォローアップ調査
資料編 P50

カ 課題のみられた事例

参加者数の不振に対する改善策が不十分で、事業効果の確認がしづかった事例

【I 県, 特定非営利活動法人】

高齢者や子ども等が気軽に世代間交流できるカフェを実施し、地域のつながりの強化を図る事業であったが、支援対象者である参加者を集められず、有効な改善策(開催場所・募集広報・運営方法等の見直し)を講じることも不十分で、開催を重ねても参加者人数は伸び悩んだままであった事例。

目的となっていた助成効果が確認できない結果となった。

【対応】

計画に沿った参加者数を確保することは、事業目的の達成という点においても重要な要素である。かつ、その部分が不足してしまうことで助成金の効果が被支援者に有効に活用されないことは望ましいことではない。

日頃より、事業不振となっている事業に対しては注視を欠かさず、団体と有効な事業計画変更を協議した上で事業改善を図っているが、今後も引き続き注視を続け、助成金の有効活用に努める。

助成事業と行政からの委託事業との区分が不明確であったため、当該部分が助成対象外となった事例

【H 県, 特定非営利活動法人】

地域コミュニティの再構築を図るためにカフェを実施した事業であったが、行政からの居場所づくり事業の受託と、期間及び場所等が重複していた事例。

団体は、事業目的が異なっているために問題は生じないものと認識したままで事業を行っていたが、明確に経理を区分することができなかつたため助成対象外として経費査定を行った。

【対応】

助成金を有効に活用できないことは、団体が事業を進めることにおいても、WAM助成においても改善が求められるところである。

助成対象経費については、応募時から助成事業期間を通じて事務説明会や手引き、個別相談等で説明を行っているが、今後も引き続き注意喚起・周知に努める。